

## 附属機関の会議の公開等に関する指針

## 第1 趣旨

この指針は、附属機関の設置および運営に関する取扱要領（以下「要領」という。）第6の規定に基づき、県民に対して附属機関における審議の状況を明らかにすることにより、県の政策形成過程の透明性の向上と公正の確保を図るため、附属機関の会議の公開等に関する基本的な事項について定めるものとする。

## 第2 公開または非公開の決定

- (1) 附属機関の会議は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合および会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除いて公開するものとし、会議の公開または非公開の決定は、当該附属機関の長がその会議に諮って行うものとする。
- (2) 附属機関は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

## 第3 会議の開催の周知

附属機関は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要が生じたときは、前日まで）に、県民活動生活課県民情報室（以下「県民情報室」という。）および各合同庁舎行政情報コーナーでの掲示ならびにインターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 附属機関の名称
- イ 開催日時
- ウ 開催場所
- エ 議題（会議の一部を非公開とする場合は、非公開とする部分の議題および非公開とする理由を含む。）
- オ 傍聴者の定員
- カ 傍聴の手続
- キ 議事録等の公表の時期および方法
- ク 問い合わせ先

## 第4 公開の方法等

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。
- (2) 附属機関の会議の傍聴は、傍聴を希望する者に、当該附属機関の長が当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- (3) 公開する会議においては、次の事項について留意するものとする。
- ア 傍聴を認める定員をあらかじめ定めることとし、会場に一定の傍聴席および報道機関用の席を設けるものとする。この場合において、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選または先着順により傍聴を認める者を決定するものとする。
  - イ 会議が円滑に運営されるよう、あらかじめ傍聴に係る遵守事項を定めるとともに、傍聴を認めた者に周知し、会場の秩序の維持に努めること。
- (4) 公開した会議の結果については、議事録または会議概要を作成し、会議資料とともに県民情報室において、会議開催の翌年度末までの間、閲覧に供するものとする。
- また、インターネット上のホームページへの掲載等により、県民に対して積極的な情報提供を行うよう努めるものとする。
- (5) 非公開とした会議についても、公開した会議に準じて、会議終了後、可能な範囲で開催状況を周知し、会議概要等の公表に努めるものとする。

## 第5 会議開催状況の取りまとめおよび公表

附属機関は、前年度における会議の開催状況について、毎年4月30日までに取りまとめ、県民情報室において閲覧に供するものとする。

## 第6 その他

- (1) 地方機関を単位として設置される附属機関については、この指針の定めに準じて、当該地方機関において会議の公開等を行うものとする。
- (2) 附属機関の会議の公開等について県民から意見の申出があった場合は、当該附属機関の事務局を所管する課等において適切に対応するものとする。
- (3) この指針の運用について必要な事項は、別に定める。